

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 上田地域広域連合長

住 所

(所在地)

(ふりがな)

氏 名

(名称及び代表者)

*法人にあつては、その名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載してください。

上田地域広域連合が実施する公有財産売却に係る一般競争入札への参加申込にあたり、下記の事項を
誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴職が行う一切の措置
について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定
に該当しません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項
各号に掲げられた者に該当しません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第
2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。
また、これら暴力団、及び暴力団員と、社会的に避難されるような関係を有しておりま
せん。
- 4 暴力団、及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとするものではありません。
- 5 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが
指定されている者の用に供し、また、用に供されることを知りながら、所有権を第三者に
移転し又は売買物件を第三者に賃貸いたしません。
- 6 公共の安全、及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属していません。
- 7 契約条件、及び売買案内書等すべて承知のうえ申請しますので、後日これらの事柄につ
いて上田地域広域連合に対し一切の異議、苦情を申し立ていたしません。
- 8 当方の提出した書類から確認できる個人情報に貴職が上田警察署に提供することに同意
します。
- 9 貴職から求めがあれば当方の役員等の名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類

から確認できる個人情報を貴職が上田警察署に提供することに同意します。

＜関係法令＞

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）より抜粋

（一般競争入札の参加の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）より抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。